

明治三十年代前半の

岐阜県における作文教育の一実態

高橋 弘

『1』明治三十年十月 学年記載なし（尋常三年） 32丁

この草稿帳の中には、二年生のときの作文、及び十月以前の三年生前半のものと推測される作文が一緒に綴じられている。

『2』明治三十二年二月 表題「私用文」 21丁

学年記載なし（尋常四年）

『3』明治三十二年四月 高等科第一学年 17丁

『4』明治三十三年四月 高等科第二学年 18丁

『5』明治三十三年十一月 高等科第二学年 14丁

この草稿帳の中には、表題「清書帳」、年月「明治三十四年四月」（高等三年）の5丁が一緒に綴じられている。

『6』明治三十五年四月 高等科第四学年 21丁

測される学年を（ ）内に示した。』

柏木ひさが高等科二年になつた明治三十三年の八月には、勅令をもつて「小學校令」が改正公布され、次いで、「小學校令施行規則」が文部省令として告知されている。これにより、柏木ひさが小学校

入学以来それまでの「読書」・「作文」・「習字」と分散並立していた国語関係教科は、「国語」という教科に統合され、「作文」は、「綴り方」として、「読み方」・「書き方」・「話シ方」（尋常四年まで）とともに、「国語」の一分科となつた。そしてこの「綴り方（綴方）」という名称は、昭和二十一年の「學習指導要領国語科編（試案）」が出され、再び「作文」という名称になるまで、四十数年続くことになる。

柏木ひさが、高山尋常高等小学校で学んだ八年間のうち初めの五年余りは、明治二十三年の「小學校令」、翌年の「小學校教則大綱」のもとでの作文指導を受け、後の二年余りを明治三十三年の改正「小學校令」「小學校令施行規則」のもとでの作文指導を受けたことになる。法令規則が変わつたからといって、小學校現場での指導が一変するわけでもないが、それでも、「作文」が「国語」という教科の中での「綴り方」となり、新たな方向への模索が始まられることがになった時期もある。学校現場に、何らかの動きはなかつたのであろうか。本稿では、柏木ひさの尋常二年から高等四年までの作文草稿帳に書かれた作品をもとに、明治三十年代前半の岐阜県にお

ける小學校作文・綴り方指導の実態について考察を試みようとするものである。

二
まず、柏木ひさの尋常小學校時代の作文草稿帳の内容について概観したい。

前記『1』の作文草稿帳は、表紙を開くと、「二年生」と頭書がしてあつて、次のような作文から書き始められている。

テツビンノ文

テツビンハテツニテツクリユヲワカスモノナリ

この後にはドビン・机・フデ・トダナと、身近な品物・道具の製造原料とその用途を、□ハ□ニテ作り□ヲ（する）モノナリ」の文型で説明する文が続いている。次いで動物に移り、

サルノ文

サルハ山ニ住ムケモノニシテソノ形人ニニタリ
のように、□ハ□ニシテ（どのように）、（どうする）と
いう文型で、ツバメ、キツ子・コヒ・フナ・スズメの性質、状態を
説明した文が続く。その次は、再び道具類を説明する文になるが、
その用途を述べる結びの部分が、例えば「モノサシノ文」

モノサシハ竹又ハカ子ニテ作り物ノ長サヲハカルニ用フ

のよう、「□ニ用フ」で終わる文型に変わっている。そして、

この文型で、以下順に、升・カラカサ・カウモリガサ・クワ・カマなどの道具の説明が書かれている。その次には、野菜、穀物、果物を取り上げ、「□トシテ食ス」のような結び方で文が作られる。一文も少しづつ長くなる傾向が見られる。

キウリノ文

キウリハ畑ニ作ルヤサイニシテ生ニテ食シ又ハシヲヅケトシテ
食ス

以下、米・ムギ・豆・茄子・ナシ・梅・柿の文が続く。

ここまででは、生活の中の身近な事物（「近易ノ庶物」）について説明をするための文型がまず提示され、その文型による説明の書き方が定着するように、同類の素材で漢字交じり文を書くことがしばらくの間続く、という作文の学習である。

ところが、この後に続く作文は、帽子・時計・茶・チャウチン・風・ビヤウブ・シャウジ・衣服・ハオリと、生活の中の身近な事物という点では共通しているものの、題材提示がそれまでとは違って任意になされている感じである。おそらくこの時期は、教師からの課題を見て、それまでに習得してきた幾つかの文型の中の適当なものと結び付け、その事物を説明する漢字交じり文（以下、この類の作文を「漢字交（じ）り文」と記する）を作るという、応用の段階

ではなかつたかと考えられる。

冒頭の見出しにあつた「三年生」の作文が、どのあたりまで続いているのか、三年生になっての作文との区切りを示すような記入がなされていないので、明確ではない。しかし、

①前記「ハオリノ文」の書かれた丁が「口上文」として「御受取下され度候」「正に御受取申候」の繰り返し練習で終わり、次の丁の「稻ノ文」の前が「鳥ニシテ日グレニムレヲナシテトブ」と、別の題材で書かれた文の後半部分から始まっていて繋がりがないこと

②稻ノ文が、「稻ハ五月ゴロ苗ヲ水田ニ植エ十月頃之ヲ刈リ取り其ミヲ米トシ吾等ノ常食トスル物ナリ」と、漢字の使用がそれまでの文に比べて急増していること

③それまでの、太めの筆を使つた大きめの、やや稚拙な感じのする文字に比べて、この丁からは、細めの筆が使われ、文字も小さくなり、やや書き慣れた筆遣いになっていること（それ以後の漢字交じり文もその書き振りで続いている）

などから、おそらくこのあたりに学年の区切りがあるのでないかと推測できそうである。

「稻ノ文」の後の題材は、子ズミ⁽¹⁾・大根・カブラ・犬・橇・寒暖計・鏡・ツル・亀・富士山・船・梅・大日本帝國・櫻・茶・金魚・

鯉・東京・蚕・麥・筆・墨・炭・砂糖・燕・塩・橋・棗・柿と続く。

うである。(朱筆部分は――及び小文字で示す)

ここで注目すべきことは、

甲

(一) 題材の幅が一層広がり、富士山、大日本帝國、東京といった

生徒の実体験外のもの、抽象的な概念のものなどが取り上げられるようになっている。

(二) 梅、茶、鯉、麦、柿など、以前に学習したのと同じ題材で作文を書く指導がされている。

(三) 題材提示の順については、特に意図性は感じられず、どのよ

うな事物についても、既習の文型をもとに漢字交じり文を書くことができるようにする方針がとられている。

(四) 作文の長さは、一層長くなっている。

というような点で学習の進展が見られることがある。

柏木ひさの作文草稿帳に、指導する担任教師の存在が明らかになってきたのは、前記題材「柿」の次の「菊」からである。ここからは、三年生の草稿帳の終わりまで、ほとんどの作文に、教師による朱筆が入り、甲・乙など作文評価と、誤字の訂正や不適切な文、部分の加除訂正が行われているからである。

担任教師の交替があつたからなのか、学校の作文指導の方針が変

わつたからなのか不明であるが、菊(甲)、鰻(乙)の文に続く「高山町ノ文」で、この時の担任の朱筆入れの状況を示すと次のよ

高山町ノ文

高山ハ飛驒ノ中央ニ在リ戸數ハ三千七百餘キシキ其ノ中央ニ宮川流レ城山ハ高山尋常高等小學校ノアモトニ在リ其西ニハ大野郡役所高山役場等位シ農作物盛ニヲコナハレ其ノ中米最モ價々タツトシ故木切キスベシ之ニ次ギチ麥モ最モ木切オリ

以下、書かれた作文の題材とその評価を示すと、次のようである。

足袋(甲)・大根(甲)・(大阪)・鶴(甲)・竹(甲)・手袋(甲)・兎(甲)琵琶湖(甲)・鶏(甲の上)・水(甲)・蕪(甲の下)・燕(大桂甲)・生絲(甲)・山吹(甲の上)・薔薇(甲の上)・牡丹(甲)躑躅(大桂甲)・砂糖・風・金(甲の中)銀・漆・漆器(甲)・雨・橋・秤・寒暖計・鹽・魚・和氣清麿・仁徳天皇

この中で、「大桂甲」という評価が、燕、躑躅、二点の作文についてなされている。例えば「燕」の作文は、

燕ハ暖地ニ棲ム小鳥ニシテ春ノ中頃ニ吾々ノ地方ニ來リ人家ニ巣ヲ作リ其ノ子ヲ養育ス秋ニ至レバ再び歸リ去ル此ノ鳥ハ農作物ノ害蟲ヲ取りテ利益ヲ與フル故決シテ捕フベカラズ
といふものであり、これに対して「右燕ノ文級中第一等ノ佳作ナリ
依テ筆一本ヲ賞與ス」という教師の評言が加えられている。

このように、作文の評価の殆どが、大桂甲、甲の上・中、甲で占められていることから考えると、柏木ひさは、作文の成績が優れた

部類の生徒であったと言えそうである。あるいはまた、朱筆による

担任教師の評価、評言、添削が、彼女の作文への意欲を一層かき立て、それが作文の好成績につながったとも考えられそうである。

柏木ひさの『1』の作文草稿帳は、「仁徳天皇」とか、

和氣清麿

和氣清麿は称徳天皇時代の忠臣にして僧道鏡が天位を奪はんとするの非望を破り能く皇統を全からしめたり護王神社は此人を祀れる社なり

というような、歴史上の人物について書いた作文を以て終わっている。

なお、例に挙げた「和氣清麿」の作文は、平仮名を使っての文となっている。これは、前掲題材群の中の「山吹」以後の作文から、それまでの片仮名使用の漢字交じり文が平仮名使用の漢字交じり文になつていることによるものである。さらに、「銀」の文からの数点の作文は一部変体仮名を使用している。こうしたことから、この時期、作文における仮名使用についての指導が行われたことが推測される。

『2』の「私用文」と表題のある柏木ひさの作文帳は、明治三十二年二月とある日付から考えて、彼女が高山尋常小学校の卒業を間

近に控えた、尋常四年生のときのものであることが分かる。

全快祝に人を招く文

父病氣中は度々御見舞下され有り難く存じ奉候御蔭様にて此頃は全く快く相成候に付粗飯差上度候間明日午後三時御出下され度待上候

買物を依頼する文

拝啓私儀毛絲入用に候処当地品切にて誠に困入申候承り候へば明日名古屋へ御出立の由甚だ恐入候へども黑白赤黄各五オンス宛御買求め小包郵便にて御送り下され度御願申上候
始まる私用文が全部で二十二点、仮名は変体仮名まじりの草書体で書かれている。以下、作文の文題は次のようである。

金子返済の延期を乞ふ文・転宅を知らする文・輿狩誘引の文・人足周旋を頼む文・輿狩誘引に答ふる文・病氣を報ずる文・死去を報ずる文・遠地に在て母の病氣を報ぜられし返事・安産を賀する文・夜学を催す文・夜学を催す文返事・年始状・寒中見舞の文・遠地の姉におくる文・卒業を賀する文・品物代金を催促する文・医師を頼む文・見本を取寄する文・土産物を贈れし礼状・福寿草を贈る文

この二十二の私用文は、四年生の終わり二か月間に書かれたことになり、作文の時間数と私用文の点数とを考え合わせると、この期

間の作文の時間は、私用文の指導に集中されていたことが推測される。

この草稿帳冒頭の二つの文を読んで分かるように、ここに至るまでに、私用文についての前段階的な指導が行われてきたはずであるが、現在残されている作文草稿帳からだけでは不明である。

以上、柏木ひさの作文草稿帳『1』『2』から、彼女が高山尋常小学校二、三、四年で受けた作文指導の一端を窺つてみると、おおよそ次のようなことが言えそうである。

(一) 内容——一つは、日常生活において見聞できる事物を中心

その性質、状態、用途、特徴、意義等について説明する

文を仮名文または漢字交じり文で書くこと、もう一つは

個人的に遣り取りする書簡文(私用文)を、社会生活上必要と考えられるいろいろな場合を想定して、いわゆる「候文」の形式で書くことの二種類である。

(二) 表現——漢字交じり文、私用文どちらも、文語表現になつてゐる。使用される仮名は、後者の場合は平仮名(時に変体仮名)、前者の場合は片仮名(平仮名の場合が一部見られる)である。

(三) 評価——すべての場合ではないから、担任した教師によって違ひはあるが、甲乙丙による作文全体の評定、誤字訂正や語句・文の削除改変など、担任の朱筆が入っている。

三

次に、柏木ひさの高等小学校時代の作文草稿帳の内容について概観したい。

作文草稿帳『3』は、彼女が高等科一年(現在の五年生)になつた明治三十二年四月から使い始められている。冒頭の作文は、「四月七日各家ニアリテノ日誌」で、その原文は次のようにある。

私ハ明朝六時ニ起キ出デ、地上ヲ掃キ學校へ出デテ種々ノ事ヲ習ヒ内ヘカヘリ來リ學校ニテ入用ノ画紙ヲ友達ト一ショニニ之町ヘ行キテ買ヒ來リソレヨリ友達ノ處ニテ遊び來テ夜ハ九時ニ睡リケル。

担任の朱筆が入り、「明朝」の明を消し、「地上」を庭に改めるなどし、文の最後を「夜ノ九時ニ至リ睡ニツケリ」と直している。評点は65点となつていて

この作文に續いて、この草稿帳には次のような題名の作文が書かれている。なお、作文によつては、それを書いた日付を付したものがあり、題名の下に()で示した。

祭礼に人を招く文・花見誘引の文(4・17)・蝶(5・7)・桃(マツモト)の文(5・22)・欠席届を友人に頼む文(5・27)・熊ノ鮭ヲ取ル有様・野遊に誘ふ文・一村ゑい・鞣革ノ製法・遠地の姉の安否を伺ふ・商人タラン物ノ心得・暑中休ミ中ノ仕事ニツキ大

畧ヲ記セ・殘暑見舞の文・家畜・父母ノ恩・姉より安否を伺はれたるに答ふる文・菌ノ文(9・24)・羽織を染に遣す文・客の遺失物を届くる文・運動會ニツキテ・火鉢ノ文・菊ノ文・鐘ノ文・節儉ノ文・寒中見舞の文・注文品を取りに遣す文・四季ノ文・死去をゆふ文・衣服ノ文・地理筆記を借す文・聖徳太子文題のうち日付のあるもの、残暑見舞・寒中見舞・運動會など季節に關係あるものの配列から推察すると、これが高等科一年生で書いたほぼ一年間の作品と思われる。その内容は、大別すると四系列にまとめることができるであろう。

(二) 冒頭の「各家ニアリテノ日誌」から分かるように、課題ではあるが、生徒が自分の日常生活について書いたもの。

この系列は、冒頭の作文の外「暑中休ミ中ノ仕事ニツキ大畧ヲ記セ」「運動會ニツキテ」の二点である。これまでの草稿帳に見られた、範文を模倣し形式に従つて書く作文、そしてそこには書き手である生徒の生活の様子が殆ど感じられなかつた内容に比べると、新鮮さを覚える題材である。

書かれている内容は、学年の最初の作文、あるいは夏休み中の仕事について書いた作文「休ミ中ニ」レノカミヲイヒ又ハ或時カセボラノ瀧ヘマイリ瀧ニテウタレ夕方ニ至リテ内へ歸り來リ又タナバタノ朝ハスズリヲ五ツ許リアライタリ(注・原文の

まま)」からも分かるように、事柄を羅列しただけのものである。私用文・記事文では高い評価を受けて来た柏木ひさが、現在の小学校五年生相当の段階で書いたものとしては、当時の担任が記入した評点65点もうなずけるところであるが、しかし、明治三十二年という範文模倣、形式重視の作文教授が大勢を占めていたこの時期に、飛騨高山で、「子どもが自分の生活を書く作文」(いわゆる「自作文」)への指導が試みられていた事実は、注目に値いすると言えるであろう。

三つ目に書かれた「運動會ニツキテ」は、これも誤字の訂正、口語表記を文語表記に改める等、担任の朱筆が入っているが、原文は次のようである。

「十七日ノ運動會ニハ私ハ丸ツキニテマケマシタ玉ヒロヒニモマケマシタサレバ何レニモ法ビヲ貰ヒ納メルコトナカリキシマイノ鐵鉋ヲウチタル時ハ誠ニ驚キ入タリ」

鞠つき、玉ひろいの競技に負け、褒美を貰い損ねた悔しさ、競技終了の鉄砲の合図への驚きなど、ひきの気持ちが伝わっておもしろい。新しい分野の「自作文」に戸惑いながらも、三つ目ともなると、自分の生活を自由に書く要領が幾分分かつて来たのであろうか、生活する中の気持ちの表れ、自然に出てきた口語表現などにそれが感じられる。

(二) 「祭礼に人を招く文」「客の遺失物を届くる文」「寒中見舞

の文」など、従来の作文指導の中心になっていた私用文である。

課題された数も多い。

野遊に誘ふ文

今日は一際空もうちらかに覚え申候且幸ひ學校も休業に付御差
支も御座なく候はゞ摘草かたゞ松泰寺辺迄野遊にそぞろあり
き致しては如何に候や御思召も御座候はゞ御同道致し度存じ候
一寸御誘申上候かしこ（注・原文のまま）

女生徒を意識しての指導がされているのであろう、平仮名の分量
が多くなり、「かしこ」のような女性用語も見られるようになっ
ている。

(三) 蝶・桃・家畜・鐵・四季・衣服など、身辺で見聞することの
多い自然、事物等について説明する漢字交じり文を書くことは、
すでに尋常科二年生の頃から行われていてことであり、この学年
でも前記(二)と並んで、多くの課題がされている。

菊ノ文

菊ハ草ノ一種ニシテ夏菊ト秋菊ノ二種アリ花ノ形ニハ大輪小輪
ノ二種アリ其花色ハ赤黄白桃色紫染分等アリテ花ハ何レモ奇麗
ニシテ香氣アル故多クハ庭園又鉢植等ニ植エ時トシテハ之ヲ切
リテ花瓶ニ立テ、人目ヲ喜バス物ニシテ十一月頃ハ丁度此ノ花
ノ咲揃ヒタル時ニテ常ヨリハ殊ニ菊見ニ宜シキ時ナリ（注・同前）

これは、やや長文にわたる説明をまず口語文で書いてみて、それを文語文に改める指導がされていたことを示している。

(四) 他の教科で学習したこと作文にまとめる部類である。ここ
では、「鞣革ノ製法」「聖德太子」「熊ノ鮭ヲ取ル有様」「二村ゑい」
と、数は少ない。理科、修身との関連と思われる終わりの二つを
例に挙げると、次のようにある。（注・同前）

熊ノ鮭ヲ取ル有様

北海道ニテハ熊ノ鮭ヲ取ル事アリ秋ニ至リテ鮭ハ海ヨリ河ニ上
リタル頃熊ハ夜中河岸ニ出デテ鮭ノ近ヅクヲ窺ヒ程ヨキ所ニ來
ル物アレバ熊ハ傍ヨリ鮭ノ頭ヲ擊チテ十數尾ヲ得タル後竿ヲ求
メ來リ鮭ノ腮ヲ順次ニ貫キテ竿ニミタシメ恰モ海人ノ旗持ノ如
エ時トシテハ之ヲ切りテ花瓶ニ立テ人ノ目ヲ喜バセル物デア
ク意氣揚々トシテ歸リ行ク

リマス今頃ハ長度花ノ咲キ揃フテ最モ奇麗デアリマス

（注・原文のまま）

この文には、続けて次の文が書かれている。

二村ゑい

ところどころに出ていておもしろい。

ゑいハ益田郡湯之島村竹川徳エ門ノ妹デアリマシテ尾崎村二村
清助ノ妻ニナリヨウ夫ヲ助ケ夫ハ外ノ仕事ヲセイダシゑいハ内
ノ仕事ヲセイダシマシタニ内ノシンシヨウガヨウナリマシタガ
ゑいガ三十五歳ノ時夫ハシナレ且仕合セノワルイコトニハ早ガ
シテ米ハトレマセナンダレバ親類ノ物大ニ心配シ清助ノ弟ガヨ
ソヘイツテヲルカラ其弟ヲ後夫トシテ一ショニハタライテハダ
ウデアルカト相ダンヲシマシタニゑいハサウユウフウニヨソヘ
イツテゴザル人ヲワザ～ツラツテクルト云フコトハコワイコ
トデ私ヒトリデ夫ニカワツテイツシヤウケンメイデ働キマスト
云ヒマシタレバ親類ノ物モムリニハイハズニサウ云フ心ガアル
ナレバエイトイマシタゑいハ長男ノ十一歳ノ子ト二男ノ四歳
ノ子ト三男ノ生マレタスグノ子トヲ育テゑいハ生レツキスナヲ
デアルカラツカツテアル人モ酒商ヤ百姓ノコト等ヲセイダシサ
ウ云フフウニスルコトガ十年餘リニモナリマシタカラ長男モ年

ガ多クニナリマシタカラ家ノ財産ヲ長男ニ渡シゑいハインキヤ

ウヲシマシタ其時家ハ大ニ富ニナツテヲツタト云フコトデアリ
マス。

後者は、恐らく修身の時間の講話を思い出して書いたものである
う、聞き取りは確かである。ふだんの生活での言い回しが文章の

高等科一年の担任教師は、ほとんどの作文に批正を加え、評定を
点数で表す等、生徒の作文を丁寧に読んでいる。評点でいうと、担
任は例えば「二村ゑい」の作文に評点90、「熊ノ鮭ヲ取ル有様」の
作文に評点94を与えていた。柏木ひさは、高等科一年生でもこのよ
うにほとんどの作文に80点台、90点台の評点を貰っているが、(一)
に挙げた自分の生活を書くものについては、冒頭の日誌65点、「運
動会ニツキテ」に至っては50点の評定である。

形式に従い、範文を模倣して作文を書くというやり方を指導し評
価した教師、そういう書き方に慣れてきた生徒の双方共に、自分の
生活を自由に書くという、いわゆる自作文の内容・書き方、その評
価に、戸惑いがあったのではないかと感じられる評定である。

作文草稿帳《4》《5》の作文は、柏木ひさが高等科二年生（現
在の六年生相当）の時に書いたものである。その文題を順に挙げる
と、次のようにある。

及第を知らする文・墨ノ文・遠地の姉のもとに・蜜蜂ノ文・仕
立物を頼む文（5・21）・家畜ノ文（5・26）・菖蒲を人に贈る
文（5・28）・桑ノ文・新築落成を賀する文・蠶ノ文・鐵ノ文
(6・23)・靈祭に人を招く文・果実・西瓜ノ文・僥約ノ文・小
兒の病氣を尋ねる文・衣服ノ文・見舞を受けし礼文・松蕈ノ文・

袈裟山千光寺に遊ぶ・稻ノ文・菊花を贈られし礼文（以上《4》）植物ノ効用・光陰ノ文・ある□會に招かれし後遺文・松ノ文・提灯を返す文・忘れ物を届けられし礼を述ぶる文・女子ノ徳・買物を依頼する文・雪ノ文・教師ノ恩（以上《5》）なお、《5》の作文草稿帳に一緒に綴じ込んである「清書帳」（明治三十四年二月）に書かれている作文の文題は、

運動ノ文・學校ノ恩・買物を依頼する文・金子の借用に返却する文・梅ノ文

となつており、「買物を依頼する文」が重複している外は、草稿帳にあるものを清書したのではなく、全く別の文題になつていて。

この学年では、前年の高等科一年生で見られた、自分の生活を自由に書いた自作文はなくなっている。次に挙げる「袈裟山千光寺に遊ぶ」も、取り上げ方によつてはいわゆる遠足の楽しさが表現できそうな題材であるが、ここでの書く中心は、時刻、地名、特記事項等を行程の順に従つて説明していくことについたようで、子どもの生活の感じられるものにはなつてない。

袈裟山千光寺に遊ぶ

高山ヲ七時半頃ニ出立シ長阪ヲ通リテ松之木ヘ達シ大八賀川ニ架カリタル橋ニテ七夕岩ヲ見又少シ行キテ鍋山ヲ見進ミテ大洞へ着キ十二時頃ニ楓崎ヘ達シ其所ニハ御崎神社アリン故少シ休

ミテ參拜シ少シ進メバ坊方ニシテ其所ニハ丹生川尋常小學校又役場アリタリ進ミテ小八賀川ニ架カリタル今橋ヲ越エテ小木曾ヘ着シ又進ミテ下坪へ着キ遂ニハ細越ヘ達シテ中食シ其處ニハ森アリタリ遂ニハ桐山へ着シ八丁阪ヲ越シテ漸ク千光寺へ着シタリ其境内ニハ両面宿讐又三木直頼ノ寄附トテ鐘アリ又淨土モアリタリ皆其等ノ物ヲ見歸リニハ又八丁阪アリテ少シ下レバ五本杉アリハ丁阪ノ中ニハ十一ヶ所ノ地藏アリタリ辛ジテ八丁阪ヲ下リ上蓮寺橋ヲ越エテ下保へ行キ遂ニハ新張へ着キ進メバ上野ニ達ス此處ニテ少シ雨降リシ故森ニテ休ミ又進ミテ三福寺へ着キ午后五時頃ニ漸ク高山へ歸リタリ此間ノ里數凡ソ五里程ナリ（注・原文のまま）

高等科二年生の柏木ひさが、その一年間に、授業で書いた作文の題材だけに関して言えば、結局、尋常小学校の頃からの私用文、事物の説明をするいわゆる漢字交じり文がその殆どであったと言うことができ。担任教師の朱筆による批正、評定も殆ど書き込まれていない。

柏木ひさが学齢期最後の高等科四年生（現在の中学校二年生相当）になつたのは、明治三十五年四月である。彼女の六冊目の作文草稿帳の作文は、「入学を賀する文」から始まつている。

諺に光陰は矢の如く一たび去りてまたかへらずともあるが、実

にそうです あなた様にはやつと此間高等小學校へ入學なされたるやうに思て居ましたが早や首尾よく御卒業なされ進で高等

女學校へごふんばつなされたるとは誠に目出たい事であります

さて學校とても尋常には非ず高校の事なれば申すまでには及ばないけれど益々御勉強なされごふんばつなさらん事をひとへ

に祈て居ます

二伸 御前様にも家内をおき遠方へお越しなされたるなれば御内の事は氣にかかるでしやうが斯様の事は氣にかけず御勉強なされませう先は左様なら（注・原文のまま）

これを、ひさが高等科二年生の五月に書いた「仕立物を頼む文」と

比較してみよう。

一寸申上候さて本月廿三日には小松の宮殿下の御迎ひについて急に袴入用に候處私一人の手にては間に合ひ兼申候間誠に御面倒ながら廿三日午前四時頃迄に御仕立下され度候先は御返事御きかせ下され度御依頼申上度候 かしこ

同じ私用文でありながら、二年の間に文体、用語が随分変化して、女性の文らしい柔らかさが出ており、濃やかな女性の気配りが感じられる文面になっている。明治二十四年の「小學校教則大綱」、同三十三年の「小學校令施行規則」にある「文章ノ綴リ方ハ……行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス」の趣旨が、学校現場でよ

うやく実をつけ始めたとでも言つたらいいのであろうか。

この学年の草稿帳に書かれた作文の文題は、続いて次のようになっている。

國ノ基・開店を祝する文・雨中の櫻・誕生日・田植ノ感・湯治に誘ふ・蟹狩・我姉・おもちやのだるま・残暑見舞・女生徒ノ本分・共進会に誘ふ

文題の数は少ないが、一つ一つの作品が長文のものとなっている。また、私用文、説明的な文が大半を占めているが、これまでには見られなかつた内容も入つてきている。「田植ノ感」「蟹狩」がそれである。

田植ノ感

近頃方々ノ田ニハ細キ毛ノ如キモノ一パイハエテ居タガハヤ今デハ水無月ノ空ト相成リスルト面白イ田植モ始マリ今デハ眞盛リヤア田植ト云フモノハ中々面白イ而シ骨折ナモノデアル一日兒童引キツレ近在サシテ散歩ニ行ツタ山ヘ昇リ八方見渡セバ下ノ田ニテハ謡ヒツツ田植其コヘニテフト見下ゲ遙ムコーラ見ルニ身盡セヌ程田計リ各田ニテハドコモカモ田植皆身体フトリタルサカリノ人計リクロイ顔ニテゴイヽ植ヨヨル百姓タチノ身體フルモリハナイアレ程働キナバ吾レ今少シ見テスラハヤカラダフトツタ様ナ氣ガスル心ハ恰モ自分百姓ニナリタル心地ス

ルコチラノ道デモアチラノ道デモ母サンラシイモノセイダシテ
ゴ飯ヲカヅヲ運ブアチラノ家ノカドデハ鶏トテツコツコート鳴
キ乍ラモミヲヒロフ夫レヲ見タル兒童ヤア面白イザイゴノ主ホー
カブリ真黒ナ顔シテ田植ショヲル己レモ田中ヘズボントハイリ
苗植エテ見タイナー等云フ其面白サ話ニモ話シ難シ絵ニモ書キ
難シ田舎人ハ常ニ広々シタル田畠ニ出デ働くハ苦モナカロー心
配モナカローイツモ心ハ浮キウキシテアンキナ事デアロ——

螢狩

早ヤ水無月末ノ空トナツタモンデスデ螢狩／＼ト思ヒ出シテハ
待ツテ居マシタ或日ノコトチャウド太陽ノ西山ニ隠レ見エナク
ナツタ夕頃デアリマシタオ竹サン緑サンオ松サン花子サンタチ
ハ打チレテ我宅ヘトハイリ込ミ若シ梅サン今夜螢狩ニト苔川近
辺マデイツテハドーデス去年ノ事思ヘバト云ヒナサルヨリ母ニ
乞ヒモハヤ許サレテ螢ノ立チ上ガラヌ中ニト苔川辺サシテ出掛
ケタ道ニテハ螢狩ノ唱歌ヲウタヒ螢コヒ／＼ト呼ビツツ行ク中
ニハヤ河辺マデ來タマア此辺ハ螢ノヲル所デアルトノ評判デア
ゲニチラ／＼飛ブヤア星ト思タ光ハ螢デアツタ打拂ヒアゲルヨ
リドコカヘ飛ビ去ルソレ飛ムデモマダ外ニヲル大分立上ガツタ
モンデスデ拂ヒ落シボタニ留マレル螢皆我袋ニ打入レテハ川ニ

ノゾキ水ヲクレアゼニアル螢草入レタ暗ノ夜デアツタノモ大分
足モトアカルーナツテキタ之レデ取り盡シタカト見上グレバ未
ダチラ／＼飛ムデ居ルニ手ニハ入ラヌ仕方ガナイモノ手ニナル
螢ナインダロートホーイオ松サンヲ竹サン緑サン花子サンタチ
取レマシタカハーライ取レマシタハーライ取レマシタソンナラソロ
／＼歸リカケマセウカソーデスナート皆集テ緑ナルモジノ袋ノ
中ニ入ル螢ノクラベ合ヒ歸リ道ニハ水ヲクレテ暗キ夜道ヲテラ
シツ、各住家ニ歸リ螢カゴヘト移シ疲レノ余リ早ク夜舟ニ乗リ
出シタノデス其舟ニアル中面白ヒトモ／＼口云ヘヌ程奇麗ナ螢
合戦ヲ見マシタソレハ定メシユメダツタロー

(注・二点とも原文のまま)

二つの作文の長音表記が「一」になつてているのは、明治三十三年の「小学校令施行規則」第十六条の規定による第二號表によるもので、いわゆる「棒引き仮名遣い」と称されたものである。

それにしてもこの作文は、田植えや螢狩りについて説明した漢字交じり文でもなく、そのことへの手伝い依頼、お礼、誘引などの私用文でもない。柏木ひさ自身が、田植え見学や螢狩りをした生活をそのまま書いたものでもない。田植えの作文の、やや浮ついた感じがするような書き進め方、最後の「……アロー」の長音記号「一」を数センチもの長さに延ばして書いている態度、螢狩りの作文での

氣楽な方言使用、会話の遣り取り、文末部分の何かはぐらかすような調子の表現等々から推測すると、この二つの作文の場合は、「樂しく面白いお話作り」とでもいうような、創作めいた題材の部類ではなかつただろうかと推測される。用語や形式、範文模倣といった規制の枠を外されたところで、女子生徒が、自由に、作り話として書く楽しさを、内容や書き振りにいっぱい表して書いているような感じがする作文である。

以上、柏木ひさの作文草稿帳六冊を概観してきた。高山・東小の

トス

記念館には、これ以外に、ひさの雑記帳など数冊も残っている。明治期以降の学級の生徒たちの作文、文集が残されている場合はあるが、一人の少女の数年にわたる作文学習の跡を残したものは、まず見当たらないと言つていいのではないだろうか。そういう意味で、柏木ひさの作文草稿帳六冊は、極めて貴重な明治期作文資料ということができる。

と示されていた。

教科の目標をこのように条文として示したことは、「小學教則」（明治五年）、「同 改正」（明治六年）、「小學校教則綱領」（明治十四年）、「小學校ノ學科及其程度」（明治十九年）いずれにも見られなかつたことである。条文では更に、この目標達成ための作文の内容を、次のように示している。

四

柏木ひさが高山尋常高等小学校で学んだ尋常科の四年間及び高等科最初の二年間は、明治二十三年の「小學校令」及び同二十四年の「小學校教則大綱」（以下「教則大綱」と略す）に基づく小學校教育が行われた時期である。その中で「作文」については、小學校令で

「尋常小學校ノ教科目ハ修身讀書作文習字……」「高等小學校ノ教科目ハ修身讀書作文習字……」と、教科の一つとしての規定がされていた。また、その指導については、「教則大綱」第三條に「讀書」と併せて

讀書及作文ハ普通ノ言語並日常須知ノ文字、文句、文章ノ讀み方、綴り方及意義ヲ知ラシメ適當ナル言語及字句ヲ用ヒテ正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼ネテ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨

この第三條では、次に指導上の留意点として、「讀書作文ヲ授ク

ル際單語、短句、短文等ヲ書取ラシメ若クハ改作セシメテ假名及語

句ノ用法ニ熟セシムヘシ」とした後、作文について、

作文ハ讀書又ハ其他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項、兒童の日常

見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ行文平易ニシ

テ旨趣明瞭ナラシメンコトヲ要ス

と述べている。

先に見てきた柏木ひさの作文も、この教則大綱に示されたような、

假名文（例えば「テツビンノ文」）、近易ナル漢字交リ文（例えば

「稻ノ文」外多数）、日用書類等（中でも私用文。「全快祝に人を招

く文」外多数）があり、他教科の學習と関連した題材（「二村ゑい」

等）、あるいは僅かではあるが「兒童ノ日常見聞セル事項」（「運動会ニツキテ」等）を題材にしたものがあり、高山尋常高等小学校の作文指導が、この「教則大綱」の示すところに基づいて行われていたことが分かる。

また、「教則大綱」には「作文」の言葉はないが、第一條に

知識技能ハ確實ニシテ實用ニ適セんコトヲ要ス故ニ常ニ生活ニ

必須ナル事項ヲ撰ヒテ之ヲ教授シ反覆練習シテ應用自在ナラン

メンコトヲ務ムヘシ

とある。これは、柏木ひさの作文の場合でも明らかに、特に

「處世ニ必須ナ」日用書類が、作文教授の中で重視されていたことと関連させて見ていかねばならない条文であろう。

なおこの「教則大綱」による十年ほどの期間、作文の授業時数がどれほど配当されていたのか、「教則大綱」には示されていないが、文部省普通學務局から提示された教科課程表によると、

尋常小学校 一年 読書・作文合わせて 九時（週）

二年 作文 二時（〃）

三・四年 作文 三時（〃）

高等小学校 四学年とも 作文 二時（〃）

となっている。

五

「教則大綱」によつて作文指導の目標、内容等が包括的に示されても、それだけで学校現場での日々の授業を行うことはできない。目標達成に向けて授業を組織的、計画的に行うために、学校としては、各教科について、教材、指導の重点・方法・留意点等、年間あるいは全学年間の具体的な見通しが必要になつてくる。このことについて、「教則大綱」では第二十条に、

小學校長若クハ首席教員ハ小學校教則ニ從ヒ其小學校ニ於テ教授スヘキ各教科目ノ教授細目ヲ定ムヘシ

と、「教授細目」という言葉を初めて提出して、小學校毎にこれを

整備することを求めた。教授細目は現在でいうと年間指導計画にあたる。教科毎の年間指導計画を各学校毎に作成することは、現在においても大変なことである。まして小学校教育の制度・内容等十分整備されていなかつた当時においては、各学校にとつてこの教授細目の作成は、厳しいものがあつたと推測できる。

では、岐阜県においては、教授細目についてどのような対応がなされたのであらうか。『尋常小學校教授細目 全』(厚見教育會・著)、『尋常高等小學科教授細目』(恵那郡教育會・著)の二冊について見てみたい。

二冊が発行されたのは、それぞれ明治二十六年九月、同年六月と、「教則大綱」が告示されてから二年近く後になつている。その経緯はどのようになつてゐるのであらうか。恵那郡教育會の『尋常高等小學科教授細目』(以下「恵那」と略す)の「凡例」の冒頭に

本篇ハ岐阜縣令第六十六號小學校教則ニ據リ尋常小學科及ビ高等小學科ノ正教科目ニ就キ其細目ヲ記述セリ
とあり、厚見教育會の『尋常小學校教授細目』(以下「厚見」と略す)にも、「此教授細目ハ岐阜縣令第六十六號ノ規定ニ基キ編成セルモノニシテ……」と、同趣旨の記述がある。

この教授細目が郡市の教育会で作成されたことについて、

本篇ハ恵那郡教育會々員中ニ於テ互撰シタル委員ノ編纂ニ係ル

ト雖事頗ル勿卒ニ屬セルヲ以テ…… (「恵那」)
とあり、「編纂委員」として中津川尋常高等小學校訓導兼校長小林廉作、苗木尋常高等小學校訓導兼校長鈴木喬ら十四名の名前が付記されている。

また、「厚見」の方の凡例に、例えは作文については、

作文科細目ハ峯是三郎氏著新定作文書文部省出版尋常小學作文授業用書等ヲ参考トシテ編成セリ

との記述が見られる。

これらから推察すれば、岐阜県の場合の教授細目は、「教則大綱」の文部省令を受けた岐阜県の通達により、各小学校で作成するのではなく、郡市毎の教育會が中心になつて、郡市管内の小学校長や訓導から編纂委員を選び、作文で言えば當時刊行されていた著名な作文研究書、指導書の類を参考にしながら、一年半余りの時間をかけて作成したということになる。当時の学校の実情からすれば、あとは、同一都市内の各学校が「之ヲ實際ニ施スニ當リ或ハ不都合ノ點アルヲ免カレザルベシ此等ハ將ニ經驗ノ後ヲ俟チテ訂正補修スル所アラントス」(「恵那」)とあるように、それぞれが実態に合わせて実践していくというのが、「教授細目」への最も賢明な対応の仕方であつたということができよう。

では、このようにして作成された作文の教授細目の内容は、どの

ようなものであつたか、尋常科三、四年の場合について見ると、次
のようである。

◇『尋常小學校教授細目 全』

例 狐ハ食物ヲヌスム、
狐ハ夜村里ニ出ヅ、

第三學年

第一期

從第一週至第四週

甲 尋常小學讀本四從第一課至第七課読ミニ方書キ方及意義

乙(一) 口上書類(下され度候)(成し下され度候)

例 今日御出下され度候

(二) 漢字交リ文ハ辭ヲ以テ二單句ヲ連綴セシム

例 冬ニ至ル、
冬ニ至レハ氣候寒シ

氣候寒シ
2冬ニ至ラハ氣候寒カラ

第二期

從第十五週至第廿一週

甲 尋常小學讀本四從第廿六課至出一課読ミニ方書キ方及意義

尋常小學讀本五從第一課至第五課読ミニ方書キ方及意義

乙(一) 口上書類(存候)(御座候)

變化(存奉候)(御座なく候)(存ぜら候)

(存居候)

(二) 漢字交リ文 爲辭ヲ以テ二單句ヲ連綴セシム

第三期

從第廿五週至第卅六週

甲 尋常小學讀本五從第廿八課至第卅課読み方書き方及意義

乙(一) 書牘ノ認方及郵便心得

(二) 日用書類

(三) 漢字交リ文

◇『尋常高等小學科教授細目』

第四學年 教授時間毎週三時

本學年ハ前學年ト同ク漢字交リ文及日用書類ヲ綴ラシム

日用書類

第一小期

提頭結尾ニ用キル語及(握手)(陳は)(次に)(隨て)ノ用語及

其用法

私用文ノ結構及其認方等ヲ授ク

第一週 提頭結尾ニ用キル語及其用法

例 手紙を以て申上候 以上

御手紙拜見仕候

草々

御届ニ及候也

月日

何 誰

手紙を以て申上候 昨夜川上先生御歸り相成候間今
晩御出下され度待上候草々

第二週 同上

第三週 (叉手)(陳は)等ノ用語及其用法

例 御手紙拜見仕候陳は(叉手)昨夜川上先生御歸り相成
候由承知仕候就ては早速參上致し候拝復

第六週 私用文ノ結構及書状ノ認方

(注意) 表書及郵便ニ關スル重要ナル事柄ヲ併セ教授ス

コトモアルベシ

例 御手紙拜見致候明日は御祭禮之由にて私まで御招き
に預り有り難く存じ候幸差支之なく候間御示しの時
刻には必ず参上致べく候拝復

以手紙申上候 手小學作文書買求め度候へ共當地には
之なく候間恐ながら御地にて御求め御送下され度
代金相添此段御依頼申上候以上

月日

何 誰

尋常四年生

宛名

拾物届

一何品

何 個

右保護者

右ハ昨夜何時頃何町通行之節拾取候間現品相添此段

月日

何 誰

右ハ今般家事上ノ都合ニヨリ何村へ寄留致サセ候間
退校致サセ度此段御願申上候也

自第十四週至第二十七週 練習

例 拜啓昨夜は參上御厄介に相成歸宅之節御傘迄拜借致
し有りかたく御禮申上候只今使に持たせ御返却仕候
間御受取下され度先は右御禮旁此の如く候勿々
退校願

學校宛

廣告文

ベカラズ

私事都合ニヨリ此度左記ノ所へ移轉候間此段辱知諸

君ニ廣告ス

富士山ハ我國第一ノ高山ニシテ其形恰播鉢ヲ覆セタ
ルカ如シ

何町何番戸 何 誰

月日

第三小期

前期ノ續キ

自第二十八週至第三十六週 練習

例 拜啓益御壯健の由賀し奉り候又手來何日開店祝致し

度く候間同日午后三時頃より皆様御連れ立ち御入來

下され度右御案内申し上け候草々

一筆しめしまいらせ候皆々さま益御きげんよく御出

のよし御目出度祝いまいらせ候さて來何日開店祝致

し度候間同日午后三時頃より皆々さま御連れ立ち御

入來下され度右御案内申し上候かしく

漢字交り文

第一小期

前學年ノ續キ

自第一週至第十三週

例 父母ハ我ヲ生ミ我ヲ生育セシモノナレハ孝養ヲ怠ル

我大日本帝國ハ萬世一系ノ皇統ヲ戴キ世界無比ノ國
体ナレバカゝル帝國ノ臣民タルモノハ實ニ幸福ト云
フベキナリ

前期ノ續キ

自第二十八週至第三十六週

例 父母ハ我ヲ生ミ我ヲ生育セシモノニシテ其恩ハ山ヨ
リモ高ク海ヨリモ深シサレハ子タルモノハ孝養ヲ怠

我大日本帝國ハ氣候溫和地味肥沃ニシテ世界無双ノ
良國ナレハ此帝國ノ人民ハ實ニ幸福ト云フベキナリ

第二小期

前期ノ續キ

自第十四週至第二十七週

例 父母ノ恩ハ山ヨリモ高ク海ヨリモ深シサレバ子タル
モノハ常ニ孝養ヲ怠ルベカラズ

富士山ハ我國第一ノ高山ニシテ四時白雪ヲ戴キ其形
恰播鉢ヲ覆セタルガ如シ

我大日本帝國ハ萬世一系ノ皇統ヲ戴キ世界無比ノ國
体ナレバカゝル帝國ノ臣民タルモノハ實ニ幸福ト云

第三小期

前期ノ續キ

自第二十八週至第三十六週

我大日本帝國ハ氣候溫和地味肥沃ニシテ其恩ハ山ヨ
リモ高ク海ヨリモ深シサレハ子タルモノハ孝養ヲ怠

ルベカラス

富士山ハ駿河甲斐ニ跨リ我國第一ノ高山ニシテ四時白雪ヲ戴キ其形恰播鉢ヲ覆セタルカ如シ

我大日本帝國ハ氣候溫和地味肥沃ニシテ加フルニ

天皇陛下ハ萬世一系ノ皇統ニ涉ラセ玉ヒ世界無比ノ國体ナレハカ、ル帝國ノ臣民タルコトヲ得ルハ實ニ幸福ト云フベキナリ

両者に精粗の違い、内容構成・項目立ての違いはあるが、一年を三期に分けた作文の教授内容が、「日用書類」と「漢字交り文」の二本立てになっていることは同じである。そうしてみると、おそらく岐阜県内の各郡市とも、教育会か小学校長会によつて、例外なしに、「厚見」や「恵那」に類するような教授細目が作られたことであろう。柏木ひさが学んだ高山尋常高等小学校においても、学校独自の教授細目ではなく、大野郡として作成された教授細目に従つて作文教授が行われたことが十分考えられる。柏木ひさの作文草稿帳に書かれたほとんどの作文が、「日用書類」「漢字交り文」の範疇に入るものであることからもそのことは言えそうだ。

このようにして教授細目が作成され、作文指導に一応の見通しができたとしても、では一時間の作文の授業を具体的にどう展開するかということになると、教師としては、どうしてもその一時間の計

画（教案）が必要になる。この「教案」について、当時の教師はどう考えていたのであろうか。明治三十三年に岐阜縣稻葉郡小學校長會が編纂・発行した『教案編成法』の例言では、次のように「教案」の意義、必要性を述べている。

如何ナル事業ニテモ一定ノ目的ニ達センニハ其方法順序ヲ豫メ考案計劃スルヲ要ス、教案ハ即チ教育ノ正鵠ヲ得ンカ爲ニ、教授ノ偶然亂雜ヲ防ギ、整然タル秩序ヲ以チ計畫的ニ進行セントスル有爲的準備ニシテ、教授ヲシテ敏捷快活ナラシメンカ爲ニ、勢力ヲシテ強盛ナラシメンカ爲ニ、成績ヲシテ優良確實ナラシメンカ爲ニ、時間と労力トヲ節用センカ爲ニ、作業ヲシテ綽々タル餘裕アラシメンカ爲ニ、効益廣大必要缺クヘカラサルモノナリ

また別の項で、作成した「教案」を教師がどう生かすかについて述べた中でも、

教案ノミニ倚頼スルトキハ教授ハ器械的ノ作用トナリ、教師ハ方便ノ奴隸トナリ其間ニ精神的活動ヲ失スルニ至ル、故ニ教師ニシテ臨機ノ機智ナク應變ノ敏才ナキトキハ殆ント其効力ヲ全滅スヘシ、之ヲ以テ教授ハ教案ニヨリテ検束サルヘキモノニ非ルハ明ナリト雖、豫測セラル、タケ想定シ置クトキハ心意綽々トシテ變化ニ遇フモ躊躇セス、敏捷ニ適當ナル處置ニ出ツルヲ

得ヘシ

と、その必要性に触れている。

このように教案は、教師が、その一時間の授業の具体相について、

一方法

(一) 豊備

「豫測セラル、タケ想定」して作成したものであるから、逆に、教案を読めば、その一時間の授業の大体を思い描くことができるわけである。

柏木ひさが、高等小学校を卒業した明治三十五年頃の授業の状況を知る一つの手がかりを、岐阜県師範学校教生が編纂・発行した、『小学各科教案例』から探つてみたい。

この書は、岐阜師範学校生が附属小学校で教育実習を行つた時の教案を集めたものであるが、公刊する上で「此集編纂に就ては主事

荻原先生の批正指導の勞尠からず……」(緒言)と、岐阜縣師範學校附属小學校主事の校閱を経たことが記してあるところから、當時、広く一般に行われていた授業と、それほど大きな隔たりはないと考えられる。

高等科男兒第一學年

国語話作科教案例(横山作案)

一題目 病氣見舞の文

一教材 文例

拜啓此頃御病氣の模様は如何に御座候哉御伺ひ申し上候
追々暑さも甚しく相成候へば一層御注意なされ一日も早

く全快せられん事を待ち居り候私共は皆々無事にと學校に出で楽しく暮し居り候間御安心下され度候以上

此段ニ於テ兒童ノ同情ヲ集メ以テ其ノ涙ノ中ヨリ極メテ直實ニ書キ出サシメン爲次ノ如ク發問ス

(1) 汝等ノ中ニテ病氣ニテ臥セシモノアリヤ

(答) アリ

(2) 其病氣ニテ家ニ臥シ學校ニモ出デズ居ラバ其時ノ

心中ハ果シテ如何

(答) 實ニ悲シク心細キモノナリ

(3) 此ノ時學友ヨリ一片ノ手紙來ラバ如何ニ思フカ

(答) 實ニ嬉シク心強キモノナリ

(4) 而シテ其手紙ノ中ニハ如何ニカキアルガ殊ニ嬉シキカ

(答) 病勢ヲ懇ニ訪ヒ且學校ノ有様ヲ親切ニ知シメタルモノヲ最トスル

(5) 實ニ然リ今木俟安藤ノ二人ハ眼病ニテ欠席中ナリ汝等ハ之レニ對シテ如何ニ感ズルカ

(答) 實ニ氣ノ毒ノ情ニ堪エズ

(6) 然リ彼ノ二人ハ病氣ノ爲メ學校ニモ來ラズ實ニ氣

ノ毒ノ至リナリ然ラバ之レヲ慰メンタメ其手紙ヲ

以上ヲ一括シテ話シ方練習ヲナス

作リテ之レニ送ラン（目的指示）

直ニ雑記帳ニ綴ラシム

（二）思想整理

（1）然ラバ其手紙ヲ書クニ於テ先ヅ始メハ如何ニカケ

バヨキカ

（答）病氣ノ模様ヲキク

（2）然リ語レ

（答）アナタハ御病氣デネテ見エマスソーデアリマスガ此頃ノ模様ハドーデアリマスカ伺ヒマス

（3）其ノ次ハ如何

（答）体ヲ大切ニ早クナヨツテ下サイ

（4）然リ述ベヨ

（答）ダンヽ暑サモ甚シクナツテ來マシタレバ一層御注意ナサツテナルタケ早クナヨツテ下サイ待テ居リマス

（5）然レバ其ノ次ハ如何ニカケバヨキカ

（答）私共ノ有様ヲ云フ

（6）述べテミヨ

（答）私共ハ皆無事デ毎日學校へ出テ樂シウ暮シテ居リマスカラ安心シテ下サイ

此ノ間常ニ机間ヲ巡視シ知ラザル字ヲ教エ又ハ誤リ及ビ不當ノ所ヲ個人ニツキ訂正ス

右綴リシモノヲ次ノ時間ニ於テ實地手紙ニ書カシメントス

一結果 完結

右ノ豫備ノ段思想整理ノ段ニ於テハ一事項話セバ之レヲ練習シ次ノ事項ニ移リ之レヲ終リ前事項ト連續シテ話サシメ以下斯クノ如クシ最後ニ至リ猶時間アレバ一二一人ヲシテ讀マシメ所謂朗讀訂正ヲナス

明治三十五年頃になると、教材として用意した私用文をただ模倣して書かせるというような、単純で一方的な授業ではなくなっている。「予備」の段階で、「病氣見舞いの文」を書く動機づけ、意欲喚起を図り、「思想整理」の段階で、一事項毎あるいは前事項とつながりの話し方練習、机間巡視による個別指導など、気配りのある指導が見られる。しかし授業の全体としては、教師中心で進める一問一答式の一斉授業であり、教師が用意した教材通りの「病氣見舞の文」を書かせるように、書く内容、順序、そこで使う語句、文を巧みに規制し誘導していくように仕組まれている。

このような授業の姿は現在でもなお、その名残が見られるほどの根強さから考えて、当時、師範学校の附属小学校だけではなく、岐阜県下に広く浸透、定着し始めたと考ええることができそうだ。ある。柏木ひさも、高山尋常高等小学校で、この教案のような授業を受けていたことが十分考えられる。

六

柏木ひさが高等科二年生になった明治三十三年、「小學校令」が改正され、「小學校令施行規則」も文部省令として告示された。以降、明治三十六年の小學校教科書の国定制度の確立、明治四十年の「小學校令中改正」で尋常小學校修業年限六箇年、高等小學校修業年限二箇年の規定など、我が国の小學校学校制度の整備は格段の進展を遂げることになったのである。

この明治三十三年の小學校令改正により、それまでの「讀書」「作文」「習字」と並立していた国語関係の教科は、初めて「國語」として一教科に統合され、その「國語」の中が「読み方」「書き方」「綴り方」の三つに分科された。これを受け、「小學校令施行規則」（以下「施行規則」と略す）には、「國語」の目標として

文章ノ綴り方ハ読み方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

は、二三の言葉を改めただけで内容は「教則大綱」と同じである。

國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ正確ニ思
想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ兼テ智徳ヲ啓發スルヲ以テ要旨トス

を掲げている。これは明治二十四年の「小學校教則大綱」（以下、「教則大綱」と略す）にある「読書及作文」の目標を整理し、より明確なものとして示したものである。

「施行規則」には、次いで、「國語」の内容として、
尋常小學校ニ於テハ初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ方、綴
リ方ヲ知ラシメ漸ク進ミテハ日常須知ノ文字及近易ナル普通文
ニ及ホシ又言語ヲ練習セシムヘシ

高等小學校ニ於テハ稍進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ文字及
普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴り方ヲ授ケ又言語ヲ練習セシムヘ

シ

と述べている。先の「教則大綱」にあった「漢字交り文」「日用書類」という言葉は消え、代わって「普通文」という言葉に改められている。

また、「綴り方」指導の留意点として挙げられている

文章ノ綴り方ハ読み方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル事項兒童ノ日常見聞セル事項及處世ニ必須ナル事項ヲ記述セシメ其ノ行

文ハ平易ニシテ旨趣明瞭ナランコトヲ要ス

また、第一条に掲げられている「知識技能」については、「教則大綱」にあった「確實ニシテ實用ニ適センコトヲ要ス」の文言が削ら

れてはいるが、「常ニ生活ニ必須ナル事項ヲ選ヒテ之ヲ教授シ」と
か「反覆練習シテ應用自在ナラシメンコトヲ要ス」はそのままであ
り、「教則大綱」の「日用書類」等の言葉が「普通文」になつたと
しても、綴り方の指導に当たって、「處世ニ必須ナル」日用書類が
重視される流れは、なお続くことになる。そのことは、柏木ひさの
高等科四年時の作文草稿帳を見ても明らかである。

うで、『尋常高等小學校教授細目』（恵那郡教育会）、『史料開智學
校 13』（松本市）などの文献に見られる。本稿では、文部省令
の引用及びその説明の場合は「日用書類」とし、あとは「私用文」
という言葉を使用する。

(2) 「小學校教則綱領」第二十七条による表には、小學初等科第二
年の欄に、「作文 近易ノ庶物ニ就テ其性質等ヲ解セシメ之ヲ題
トシ仮名交リノ文ヲ作ラシム」とあり、「小學校ノ學科及其程度」
以降には「漢字交リ文及日用書類」とある。事物の性質、用途、
状態等を説明する文については、「記事文」という言葉も散見す
るが、『尋常高等小學校教授細目』、『史料開智學校』など学校現
場でも「漢字交リ文」が使われており、本稿でも「漢字交リ文」
の言葉を使用する。

(1) 文部省布達・省令等に、作文の指導内容として挙がっているの
は、日用文、諸證文、公用文（小學教則）。仮名交リノ文、口上
書類、日用書類（小學校教則綱領）。口上書類、日用書類、漢字
交リ文（小學校ノ學科及其程度）。仮名文、漢字交リ文、日用書
類（小學校教則大綱）。普通文（小學校令施行規則）であつて、
「私用文」という言葉はない。「日用文」、「日用書類」に含まれる
内容である。しかし、公用文に対する言葉として、私的な書簡文
を意味する「私用文」という言葉は、学校現場で使われていたよ

参考文献

- ・『作文草稿帳 1～6』 柏木ひさ 明治30～明治35

- ・『国語教育史資料 5 教育課程史』 東京法令出版 昭和56
 - ・『尋常高等小學科教授細目』 恵那郡教育會 明治26
 - ・『尋常小學校教授細目』 厚見教育會 貫道舎書店 明治26
 - ・『教案編成法』 岐阜縣稻葉郡小學校長會 玉成堂 明治33
 - ・『小學各科教案例』 岐阜縣師範學校教生編 郁文堂支店 明治35
 - ・『史料開智學校 11～14 授業の実態』 松本市 平成3～4
- 参考文献のうち、高山・東小記念館文書の閲覧については、前・高山市立東小学校長溝畑泰藏氏、同校現校長成畑道行氏、同校教頭櫻井功氏に格別の御配意をいただいた。